

給水装置関係諸基準 (工事店配布)

令和8年4月1日 管理者決裁

1 給水申請に伴う諸事項について1
2 加入金及び手数料8
3 給水管取出し口径算出表9
4 共同住宅申請について10
5 貯水槽(受水槽及び高置水槽)以下の給水装置に関する基準11
6 貯水槽水道を設ける場合の水道メータの取扱基準14
7 貯水槽水道の設置及び維持管理について15
8 ふじみ野市貯水槽水道設置における水道メータに関する設置基準16

1. 給水申請に伴う諸事項について

【工事(臨時)用水道メータ交付の事務取扱について】

※工事現場等で臨時で使用する量水器(水道メータ)の交付を受けてから工事をしてください。

- ①給水装置工事許可申請書(青色印刷)で臨時申請を提出してください。
- ②口径に応じた手数料を納入してください。
- ③量水器交付票を提出してください。

※既存のメータがある場合は事前に水道サービスセンターへご相談ください。

【給水装置工事許可申請書(青色印刷)】

- ①申請書は工事着手前に提出してください。
- ②請求書は申請書提出後、10営業日後にお渡しします。
- ③請求書は水道指定業者にお渡しします。
- ④請求書は請求書記載の取扱機関で納入してください。
- ⑤請求書にて納入後、領収書複写を水道サービスセンターへ提出してください。
- ⑥建築確認等の年月日・番号等を必ず記入し、建築確認書の表紙(建築確認番号記載のページ)を複写し提出してください。
- ⑦設置場所・・・建築確認書に合わせて地番にて記載してください。なお、住居表示での記載も可能となります。
- ⑧口径、水栓数・・・申請時の口径、水栓数を記入してください。
- ⑨案内図・・・方位を入れて申請地を明示してください。(地図添付可)
地図は黒、申請地表示は赤で表示してください。
※住居表示又は番地まで記載された鮮明な案内図にしてください。
- ⑩平面図・・・土地周りの寸法、各部屋の間取り名称、配管、水栓の種類、取出しのオフセット、本管口径及び管種、前面道路幅員、前面道路路線番号を記載してください。
今回行う配管は赤、工事を行わない配管は黒で記載してください。
- ⑪立面図・・・管種、管径、管延長、水栓の種類を記入してください。
- ⑫主任技術者名、適合確認印・・・必ず記入、捺印してください。
- ⑬主配管の家屋下配管は「水道法施行令」により不可です。
- ⑭許可は申請書提出後、21日以内となります。
- ⑮給水装置工事を使用する土地に利害関係人がいる場合、別紙様式4号・5号・6号を添付してください。

【給水装置検査願兼竣工届(緑色印刷)】

- ①基本的には、申請書と同じです。上記申請書注意事項に基づいて、記載してください。
- ②竣工届及び給水装置工事検査表の提出時に窓口で検査日時を決定します。
- ③同時に竣工後の使用者名を明記した量水器出庫伝票・交付票・撤去票も併せて提出してください。

【本管より第一止水栓】

《専用(1世帯)住宅》

第一止水栓まではφ20ミリメートルでHIVP又はPP二層管(以下「PP」という)で配管してください。

第一止水栓は官民境界の1メートル以内に設置してください。

《上記以外》

第一止水栓までの口径は、上下水道課と協議しHIVP又はPPで配管してください。

第一止水栓は官民境界の1メートル以内に設置してください。

【分水(取出し)検査】

- ①分水検査は平日のみとします。実施の1週間前までに予約してください。(電話予約可)
- ②分水検査は、申請書に記載されている主任技術者の立会いが原則です。
- ③分水工事の前に、必要な箇所に「工事のお知らせ」また、断水が予想される時は併せて広報周知をお願いします。
- ④泥吐き及びエア抜きは十分に行ってください。
- ⑤取出しについては、配水本管から直角方向で取出ししてください。
- ⑥検査内容は、サドル分水栓からメータ止水まで設置し、0.75メガパスカルの水圧テストを3分間行います。
- ⑦その他のことについては、検査員の指示に従ってください。

【分水(取出し)】

- ①取出しは、1区画につき1箇所が原則です。
- ②取出口径は「給水管取出口径算出表」を参照してください。
- ③使用水量に対して、必要最小口径の取出しを原則とします。
- ④本管がダクタイル鋳鉄管φ100ミリメートルでメータφ13ミリメートル・φ20ミリメートルを設置する場合の取出し口径はφ20ミリメートルで穿孔してください。
※必ずコアを挿入し、防食シートを巻いてください。

②専用住宅のメータ口径はφ20ミリメートルにしてください。水栓数は12栓までとなります。

単身者及び事務所で比較的使用水量が少ない場合6栓までならφ13ミリメートルが設置可能です。

※所有者と使用者が一致する場合に限り、誓約書提出でφ13ミリメートル8栓、φ20ミリメートル14栓が可能です。

③メータ口径φ25ミリメートル以上を使用する場合は、申請書提出時に使用量の根拠となる計算書を提出してください。

《共同住宅》

①単身者及び事務所で比較的使用水量が少ない場合で、6栓までならφ13ミリメートルが設置可能です。

②家庭用(2名以上)の場合は12栓まででφ20ミリメートルで設置してください。

※共同住宅については、「貯水槽水道を設ける場合の水道メータの設置基準」参照。

③φ25ミリメートル以上を使用する場合は申請書提出時に使用する根拠となる計算書を提出してください。

④各戸量水器を設置する場合で、受水槽を設置する場合は参考メータ(親メータ)を設置してください。

※参考メータの口径及び取出口径については、上下水道課と協議してください。

《上記以外の用途》

申請書提出時に使用する根拠となる計算書を提出してください。

【メータ位置】

メータボックスは、点検(検針)が容易にでき、蓋の上に車など障害になるものを置かない場所で官民境界より2メートル以内で設置してください。

【逆止弁】

特殊器具において、逆流により水を汚染する可能性のあるものについては、逆止弁を設置してください。

【給水装置切り離し(権利放棄)】

①撤去申請時に「給水装置撤去承諾書」を提出してください。

②施工前・施工中・施工後の写真を提出してください。

③メータは上下水道課まで返却してください。

【専用(二世帯)住宅・共同住宅】

- ①二世帯住宅でメータを2個設置する場合は、連合取出し扱いとします。
(本管取出しは1箇所にし、宅内系統を分けてください。)
- ②メータ止水とは別に、第1止水栓、第2止水栓を設置してください。

【3階給水】

- ①申請に際しては、上下水道課と協議してください。
- ②3階への給水は原則として受水槽の設置又は、直結増圧給水方式^{※注1}を採用してください。
- ③水栓数・同時使用率・給湯器設置位置等を十分に考慮してください。

【直結増圧給水方式】^{※注1}

別冊の「直結増圧給水方式施工基準」により協議及び、申請を行ってください。

【受水槽】

- ①申請に際しては、事前に上下水道課と協議してください。
- ②3階に給水する場合及び、3階建て以上の共同住宅、一時的に多量の水を使用する事業所等は受水槽を設置してください。
- ③受水槽設置に際しては、直結給水栓としてのメータを1箇所設置してください。
- ④「貯水槽(受水槽及び高置水槽)」以下の給水装置に関する設置基準
「貯水槽水道を設ける場合の水道メータの取扱基準」
「貯水槽水道の設置及び維持管理について」
を遵守してください。

【共同住宅】

- ①事前に上下水道課と協議してください。
- ②3階建て以上の場合には、受水槽の設置をお願いします。
- ③「貯水槽(受水槽及び高置水槽)」以下の給水装置に関する設置基準
「貯水槽水道を設ける場合の水道メータの取扱基準」
「貯水槽水道の設置及び維持管理について」
を遵守してください。

【連合線】

- ①事前に上下水道課と協議してください。
- ②申請書には、連合線のみの内容を記載してください。

- ③行き止まり道路に水道管を布設する場合、泥やエアを抜くために、排水弁(排泥弁)を設置してください。
- ④本管はφ50ミリメートル以上でHPPE又はHIVPで布設してください。
- ⑤本管φ50ミリメートルまでは埋設位置の確認シート(青)を布設してください。本管φ75ミリメートル以上には埋設位置の確認シート(青)の布設と水道管に年号テープを巻いてください。
- ⑥本管からの取出しは市職員が立会いますので水圧試験を実施してください。
職員が立会い出来ない場合は、後日写真の提出をお願いします。

【水道施設採納】

- ①2軒以上で使用する連合線については、市へ採納してください。
- ②連合線の検査終了後、下記の書類を提出してください。
 - i : 水道施設採納願
 - ii : 工事写真×2部、案内図、平面図、出来形図
 - iii : 本管布設にかかる費用見積書(土工等含む)

【道路占用申請(市道)】

- ①市道については各指定業者で申請してください。
- ②詳細については道路管理者と協議願います。

【道路占用申請(国道・県道)】

- (1)国道・県道については、上下水道課が川越県土整備事務所に提出します。
- (2)許可までの期間(2週間程度)を考慮して申請してください。
- (3)事前に以下のものを上下水道課へ提出してください。
 - ①案内図・・・申請箇所を中央にしてください。(A4版)
 - ②平面図・・・管種・管径・布設延長・掘削面積を明示してください。
 - ③断面図・・・道路幅員・形態・側溝等を明示してください。
 - ④保安設備図・・・バリケード等の設置箇所を記入してください。
 - ⑤写真・・・占用掘削箇所が判るように撮影してください。※上記のものは各3部ずつ提出してください。
- (4)工事写真については、着手前・施工中・完了の状況を同一方向にて撮影し、写真ファイルにて提出してください。
尚、作成にあたっては、占用条件どおり施工されていることが判るように添付してください。
(特に、転圧層数管理・合材温度管理に留意してください)

【舗装本復旧(市道)】

占有許可条件のとおり施工してください。

【舗装本復旧(国道・県道)】

申請時に決定した範囲にて速やかに本復旧してください。

ふじみ野市上水道加入金及び手数料

【口径別加入金・手数料一覧表】

口径 (ミリメートル)	加入金(税込)	設計審査手数料 (非課税)	工事検査手数料 (非課税)
13	127,600円	2,000円	4,000円
20	237,600円		
25	475,200円		
30	871,200円	3,000円	7,000円
40	1,584,000円		
50	2,376,000円		
75	4,752,000円	5,000円	10,000円
100	10,164,000円		

※φ150ミリメートル以上は、管理者が別に定める額です。

※上記金額は条例により改正する場合があります。

－ 新設 －

申込みで納入する金額＝加入金＋設計審査手数料＋工事検査手数料

－ 改造 －

《増径》

申込みで納入する金額＝加入金差額＋設計審査手数料＋工事検査手数料

《同一口径・減径》

申込みで納入する金額＝設計審査手数料＋工事検査手数料

※なお、減径の場合は条例により加入金は還付できません。

《既存権利》

既存権利は申請書提出順に使用します。

※上記以外に希望があれば、事前に書面にて上下水道課と協議してください。

－ 臨時 －

申込みで納入する金額＝設計審査手数料＋工事検査手数料

－ 撤去 －

申込みのみ必要。

※なお、撤去の場合は条例により既納の加入金は還付できません。

3. 給水管取出口径算出表

取出口径 (ミリメートル)	共同住宅(直結2階まで)		集合住宅(受水槽以下)
	13ミリメートル(戸)	20ミリメートル(戸)	流量(立方メートル/h)
13	—	—	0.01—0.35
20	2	1	0.35—1.2
25	3—6	2	1.2—2.0
30	7—10	3	2.0—3.5
40	11—16	4—10	3.5—7.0
50	17—29	11—20	7.0—13.0
75	30—80	21—28	13.0—40.0
100	81—165	29—56	40.0—75.0

※流量(立方メートル/h) = 1日最大使用数量(立方メートル) ÷ h × 安全率

・1日最大使用数量(立方メートル) = 使用人数(人) × 1人1日使用水量(立方メートル/人)

・h = 12時間

・安全率 = 1.50

・1人1日使用数量(立方メートル/人) = 0.25立方メートル

戸数 × 4人 × 0.25立方メートル ÷ 12時間 × 1.5 = 流量(立方メートル/時間)

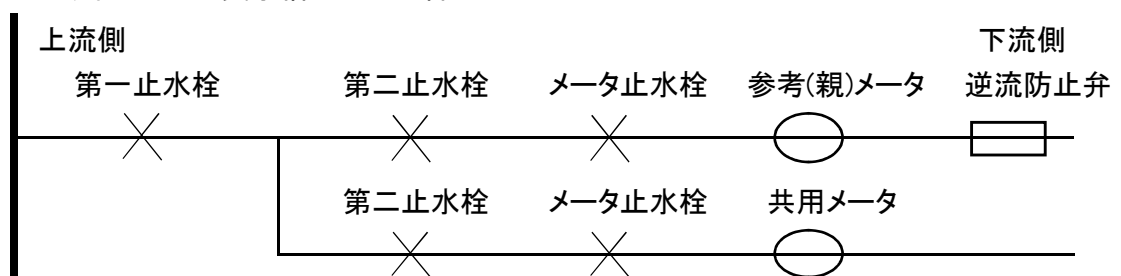
※ただし、ワンルームマンション(単身用)の場合

戸数 × 1.5人 × 0.25立方メートル ÷ 12時間 × 1.5 = 流量(立方メートル/時間)

4. 共同住宅給水申請について

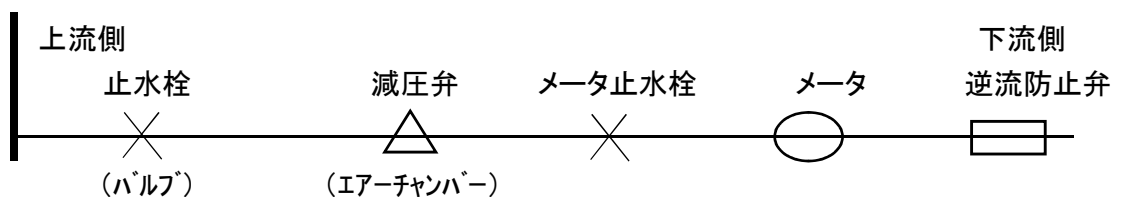
1. 給水申請書

- ・案内図
- ・平面図(配管図)
 - ①敷地形態、敷地寸法及び建物の配置
 - ②本管取出位置から直結及び受水槽までの配管
 - ③本管の管種、管径及び取出し管のオフセットを表示
- ・立面図
 - 本管取出し位置から直結及び受水槽までの配管
- ・添付書類
 - 1) 別ファイル
 - ①各戸量水器及び水栓数一覧表
 - ②受水槽以下の配管詳細図、PS内詳細図(直結ラインと受水槽以下の色別表示)
 - 2) 貯水槽水道を設ける場合の水道メータの取扱基準
 - ①誓約書
 - ②様式第1号『共同住宅等の水道に関する調書』『共同住宅の開閉栓について』
 - 3) 貯水槽水道の設置及び維持管理について
 - ①様式第1号『貯水槽設置届』
 - ②様式第2号『給水装置設計計算書』
 - 4) 受水槽の承認図(認定書)
 - 5) 共同住宅の開閉栓
 - 6) 共同住宅等の水道に関する調書
 - 7) 取出しから受水槽までの配管について



8) パイプシャフト内配管

上流側に止水栓、減圧弁、下流側に逆止弁を設置し、メータに防寒対策を行い、部屋番号札等を取り付ける。



2. 竣工届(給水申請書と同様)

- ・添付書類……(2)～(6)で変更がない場合は不要

5. 貯水槽(受水槽及び高置水槽)以下の給水装置に関する設置基準

1. 受水槽の設置は、次の条件に該当するときは、必要に応じて設けるものとする。
 - ①3階以上の建築物に給水するとき、または地上6メートル以上に給水栓を設けるとき。
 - ②配水本管の水圧が所要圧に比べて不足し、所定の高さ以上給水できないとき。
 - ③一時に多量の水を使用するとき、または使用水量の変動が大きいときなど、直接給水にする
と配水管の水圧低下を引き起こすおそれのあるとき。
 - ④配水管の水圧変動に関わらず、常時一定の水量及び水圧を必要とするとき。
 - ⑤薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水質を汚染するおそれのあるとき。
 - ⑥その他、特にふじみ野市水道事業 ふじみ野市長(以下「市長」という)が必要と認めたとき。
2. 受水槽を設置する場合の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - ①高置水槽式
高置水槽式は、受水槽で受水したのち、ポンプで揚水して高置水槽へ貯留し、自然流下で
給水する方式である。
 - ②圧力水槽方式
圧力水槽方式は、受水槽で受水したのち、ポンプで圧力槽に蓄え、その内部圧力によって
給水する方式である。
 - ③ポンプ直送式
ポンプ直送式は、受水槽で受水したのち、使用量に応じてポンプの運転台数や回転速度を
制御し給水する方式である。
3. 受水槽の設置場所は、下記のことを考慮して設置すること。
 - ①受水槽は、原則として地上式とする。ただし、敷地及び建築物の構造上やむを得ず地下式と
とする場合は、受水槽の底面は排水槽等の満水面より高くし、汚染されないようにすること。
 - ②受水槽は、保守点検を容易に行うことができるようにし、周壁を60センチメートル以上の空間
を設け、し尿浄化槽等の汚染源に接近してはならない。
 - ③受水槽のスラブ上部には、ポンプその他機械類、給油管等を設置してはならない。
 - ④受水槽の周囲には外柵を設置し、また入り口は常に施錠し、関係者以外みだりに立ち入るこ
とができないようにすること。
 - ⑤受水槽を設置する場合は、直圧による外水栓を1箇所以上設けること。
4. 受水槽の構造・材質は、保守点検が容易にできること。十分な強度を有し、水密性に富むこと
及び、水槽内の水が汚染されないこと等を配慮し、次に掲げるものとする。
 - ①受水槽への給水は、給水管を地盤面より1.5メートル以上立ち上げて給水する落とし込み方
式とすること。
 - ②給水口の位置は、受水槽の満水面から最低50ミリメートル以上の高さにしなければなら
ない。
 - ③給水器具は、ウォーターハンマーの生じないような器具を使用しエアチャンバー等の有効
な措置を講じるとともに、故障しやすいものは使用しないこと。
 - ④配管内に空気停滞の生じる場所は空気弁を取り付けること。

- ⑤受水槽の天井、底または周壁の保守点検は外部から容易、かつ安全にできるよう、受水槽の形状が直方体である場合、6面すべての表面と建築物の他の部分との間に、上部を100センチメートル以上、その他は60センチメートル以上の空間を確保すること。また、受水槽を地中に設置する場合、貯水槽から衛生上有害なものの貯留、または処理に供する施設までの水平距離が5メートル未満の場合は、受水槽の周囲に必要な空間を設けること。
- ⑥受水槽の上部に機器類を設置することは避けるべきであるが、やむを得ずポンプ・ボイラー・空気調和機等の機器を設置する場合は、受け皿を設けるなどの措置をすること。
- ⑦受水槽には出入りが容易なマンホール(直径60センチメートル以上)を設けなければならない。

その取付にあつては、周囲より10センチメートル以上高くし、受水槽内部の保守点検を容易に出来るよう、マンホールには足掛け金物を取り付けること。

- ⑧外部から有害なものが入らないよう密閉式・二重蓋等の構造とし、蓋は施錠できるものとすること。
- ⑨受水槽に配水管(吐け口を間接排水とする。)を設けるほか、排水溝及び吸い込みピットなどに向けて100分の1以上の勾配を付けること。
- ⑩受水槽は、水質に影響を与えない材料を用いるとともに水密性を確保すること。
- ⑪受水槽の材料は主としてFRP(ガラス繊維強化プラスチック)・鋼板・ステンレス等を用いること。ただし、FRP製の場合は、「FRP製水槽藻類増殖防止のための製品基準」を一般社団法人強化プラスチック協会が定めており、検査に合格した水槽には「水槽照度率:基準適合」の表示があるもの。
- ⑫受水槽には満水、減水警報装置を設け、その受信機は管理室などに設置すること。
- ⑬受水槽の天井、底または周壁は、受水槽の外部より衛生上有害な物質の流入、浸透の危険を排除するため、建築物の床版や外壁などと兼用できない。
- ⑭受水槽の流入管には、逆流防止のため吐水口空間を確保すること。
- ⑮受水槽には、ほこりその他衛生上有害な物質が入らないよう、オーバーフロー管及び通気のための装置を有効に設けること。オーバーフロー管は流入水量を十分に排水できる管径とし、その排水口は間接排水とするため開口しておく。この開口部には、オーバーフロー管の有効断面積を縮小したり、排水時の障害がないような金網などを取り付けること。
また、通気装置に金網などを取り付ける場合は、通気のために必要な有効断面積が縮小され通気装置の機能を低下させないように注意すること。ただし有効水量が2立方メートル未満の貯水槽ではオーバーフロー管で通気が行われるため、通気装置は不要である。
- ⑯受水槽は、槽内に水が滞留し、停滞水が生じることのないよう受水槽の流入口と揚水口を対称的な位置に設けること。また、受水槽が大きい場合は、有効な導流壁を設けることが望ましい。なお、受水槽は点検・清掃・補修時に断水しないよう1槽を2分割できる構造とすることが望ましい。
- ⑰受水槽の有効水量に比べ、使用水量が少ない受水槽以下設備の場合または大規模な受水槽以下設備の場合は、残留塩素が法令に定める値以下になる恐れがあるので、塩素注入設備を設ける。

5. 受水槽の容量は、1世帯あたりの家族人数(原則として4人とする。)に1人1日使用水量(250リットル)を乗じて得た数量の10分の4以上とすること。

6. 高置水槽の構造については、受水槽の構造に準ずるものとする。高置水槽の高さは、建築物最上階の給水栓を使用するときに支障の生じない高さに設置するとともに、最低水圧を原則として0.1メガパスカル以上とする。
7. 受水槽から高置水槽への揚水方法は、水面自動制御装置方式、またはフロートスイッチ方式で揚水ポンプにより揚水するものとし、必ず予備ポンプを設置するものとする。なお、ポンプの性能は、高置水槽を1時間未満で満水にできるものとする。
8. 高置水槽の容量は、受水槽容量の4分の1以上を標準とする。なお、受水槽を設置する場合においては、高置水槽の設置義務は生じないものとする。
9. 配管設備の構造及び材質については、次に掲げるものとする。
 - ①配管設備は、当該給水に必要な配管以外の管に直接連結させてはならない。
 - ②配管設備の材質は、硬質塩化ビニールライニング鋼管及び樹脂コーティング管継手、または同等品以上の材料を使用すること。
 - ③配管方法は、隠ぺい配管を避け露出配管、またはダクト配管をすること。
 - ④給水立て主管から各階への分岐管等の主要部分に接近し操作を容易に行える部分に止水栓を取り付けること。
 - ⑤建築物の壁に貫通して配管する場合は、配管スリーブ等を設けること。また、伸縮等により変形を生じる恐れのある場合は、伸縮継手等を用いて管の損傷防止の措置を講ずること。
 - ⑥管を支持し、または固定する場合は、つり金具、または防振ゴム等を用いて有効な処置を講じなければならない。
 - ⑦配管の凍結、結露、腐蝕、及び電蝕に対する措置を講じること。
 - ⑧管路に水撃圧が生じる恐れのある場合には、エアーチャンバーを設ける等有効な圧力水槽方式、ポンプ直送式の場合は、必要に応じ各戸への分岐部分に圧力調節弁を設けること。
10. 受水槽以下の給水装置を施工するについては、条例に規定する給水装置の工事に準じて行うものとする。
11. この設置基準に定めのない事項は、別途必要に応じて市長と協議するものとする。

6. 貯水槽水道を設ける場合の水道メータの取扱基準

1. 貯水槽水道を設置しようとする者は、ふじみ野市水道事業給水条例（以下「条例」という）・同施行規程及び貯水槽を設ける場合の水道メータの取扱基準（以下「取扱基準」という）を遵守しなければならない。
2. 貯水槽水道の設置者は、第5条の申し込みをするときは、条例等及び取扱基準を適用し、ふじみ野市水道事業 ふじみ野市長（以下「市長」という）に申請しなければならない。
3. 前2を適用するに当たり次の項のとおり読み替えるものとする。
 - ① 条例第3条の「給水装置」のなかに受水槽に直結する給水管及び給水用具を含むものとする。
 - ② 条例第32条の加入金は、各メータ（口径別）の合計金額とする。
 - ③ 条例第19条の「メータ」とあるのは、「各戸（子）メータ」とする。ただし、親メータは加えないものとする。
 - ④ 条例第33条第1項別紙表第3の「件」とは、メータの数とする。ただし、親メータは数えないものとする。
4. 条例等で定めるもののほか、メータの計量、メータの交換、その他必要があるときは、共同住宅等へ立ち入ることができる。
5. 貯水槽水道の設置者は、完了工事検査までに様式第1号の貯水槽水道に関する調書を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ず提出できないときは、その理由及び提出期限（完了検査から90日以内）を書面にて提出するものとする。
6. 貯水槽水道の給水装置の構造は、条例等で定めるもののほか次に掲げるとおりとする。
 - ① メータ（親メータを含む）設置ごとに、メータ止水栓を設けること。また、メータ以降に逆止弁を設けること。
 - ② 直圧による共用栓ラインから分かれて受水槽へいくラインに親メータ及び水抜き栓を設けること（ハンドルは外す）。
 - ③ 親メータは、受水槽以下に2個以上メータを設ける場合に設置すること。
7. メータは原則として直読式メータとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りではない。
8. メータの設置については次の各号に適合しなければならない。
 - ① メータの修理及び交換等が容易にできる場所であること。
 - ② 外部からの損傷を受けることなく、衛生上支障のない場所であること。
 - ③ 冬の凍結が予想される場所に設置する場合は、凍結防止装置等を施工すること。
9. 貯水槽水道の設置者が所有権等を譲渡等したときは、貯水槽水道に関する調書（変更）を市長に提出しなければならない。

7. 貯水槽水道の設置及び維持管理について

1. 貯水槽水道の設置者は、下記のこと留意して設置をすること。

- ①貯水槽以下の給水装置を新しく設置し、使用開始する場合は十分な清掃を行い、水質検査を法で定める機関で行うものとする。
- ②①の水質検査を行った検査書は、給水装置工事竣工検査時に提出するものとする。
ただし、工事完成後最初の1回とする。
- ③貯水槽の外壁に設置年月日・容量・設置者・施工者・緊急連絡先等を明示すること。
- ④水槽及びポンプ室の出入口に施錠し、関係者以外みだりに立ち入ることができないようにすること。
- ⑤長期間使用を停止した水槽を再び使用するときは、水槽内の水を入れ替えて残留塩素濃度が法で定める基準以上あることを確認してから使用すること。

2. 簡易専用水道(容量が10立方メートルを超える貯水槽水道)

簡易専用水道の設置者は、水道法第34条の2の定めているとおり、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けること。

3. 小規模貯水槽水道(容量が10立方メートルを超えない貯水槽水道)

小規模貯水槽水道の設置者は、下記のとおりその水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けること。

- ①各水槽内部は、月1回以上水あかの付着、沈殿物、浮遊物、及び水質汚染等の有無を点検すること。
- ②貯水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。
- ③貯水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じること。
- ④管理の状況に関する検査は、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関するもの及び残留塩素の有無の水質に関するものを1年以内ごとに1回定期的に行うこと。
- ⑤給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状況により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- ⑥水槽から供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときには、直ちに供給を停止し、かつその水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- ⑦④及び⑤の検査を行う場合は、検査機関の情報提供を行います。

4. 貯水槽を設置するものは、貯水槽設置届(様式第1号)及び貯水槽以下の給水装置設計計算書(様式第2号)を市長に届け出なければならない。

8. ふじみ野市貯水槽水道設置における水道メータに関する設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、ふじみ野市水道事業給水条例(平成17年ふじみ野市条例第157号、以下「給水条例」という)及びふじみ野市水道事業給水条例施行規程(平成17年ふじみ野市企業規程第9号、以下「施行規程」という)に定めるもののほか、貯水槽水道設置における水道メータの設置に関する必要な事項を定めるものとする。

(親メータの設置場所)

第2条 親メータは、給水管が申請地内に入った地点から水平距離にしておおむね2メートル以内の位置に設置するものとする。

(各戸メータ等の種類)

第3条 各戸メータ及び共用メータ(以下「各戸メータ等」という。)は、日本水道協会規格に定められたものをを用いることとし、次に掲げるとおりとする。

(1)各戸メータ等の種類は、直読方式(以下「平直メータ」という。)及び自動発電方式(以下「電子メータ」(無線検針システムを含む)という)の2種類とする。

(各戸メータ等の設置)

第4条 各戸メータ等は、次に掲げる基準により設置するものとする。

- (1)各戸メータは、住宅、事務所又は店舗ごとに1個設置すること。
- (2)受水槽を使用各戸へ給水するときは、受水槽の清掃に対応するため、共用メータを設けること。

(各戸メータ等の設置場所)

第5条 各戸メータ等の設置場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1)周辺に障害物がなく、検針、点検、漏水修理又はメータ交換を容易に行うことができる場所。
- (2)外部から容易に損傷を受けることなく、衛生上支障のない場所。

(各戸メータ等の選定)

第6条 各戸メータ等の選定については、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1)各戸メータ等の設置位置が建物外の場合は、平直メータを使用する。
- (2)各戸メータ等の設置位置が建物内であっても、随時検針、点検等を行える状況である場合は、平直メータを使用する。

(各戸メータ等の口径の選定)

第7条 各戸メータ等の口径は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1)専用受託の場合は、口径を20ミリメートルとする。
- (2)単身者居住者の住宅又は事務所として使用する場で、比較的使用水量が少ないものについては、口径13ミリメートルとすることができる。
- (3)使用水量を推測し難い場合は、市長と協議の上、口径を決定するものとする。

(各戸メータ等の周辺の施工等)

第8条 建物内にパイプスペースを設ける場合の各戸メータ等の周辺の施工については、各戸メータ等の上流側に止水栓及び伸縮継手を取り付け、各戸メータ等の下流側から戻り水があるときは、下流側直近に逆止弁を取り付けるものとする。

(1)パイプスペースの点検口の大きさは、縦、横、ともにおおむね50センチメートル以上とし、パイプスペースの内部についてはメータ交換が容易に行えるよう十分な広さを確保するものとする。

(共同住宅等の水道に関する調書の提出)

第9条 貯水槽水道を設置した者は、竣工検査までに共同住宅等の水道に関する調書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。